

千葉市教育委員会職員リハビリ出勤実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、傷病により療養中の職員の円滑な職場復帰を支援するため、所属する職場等においてリハビリ出勤を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) リハビリ出勤 主に職場において実施する慣らし出勤のことをいう。

(リハビリ出勤の目的)

第3条 職場復帰研修の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員の健康回復状況の確認を行いながら、心理的負担を軽減し、職場適応性や職務遂行能力を回復させ、円滑な職場復帰を図ること。

(2) 所属する職場の職員の理解と協力のもとに、職場における受入体制を整えること。

(3) 職員にかかる心身の負荷を調整し、傷病の再発を防止すること。

(リハビリ出勤の対象職員)

第4条 リハビリ出勤の対象となる職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当して休職にされている職員又は千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号）第13条に規定する病気休暇を取得している職員であって次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 主治医からリハビリ出勤が可能である旨の意見が示されていること。

(2) 当該職員に復帰意欲があり、リハビリ出勤を希望していること。

(3) 職場の理解及び協力が得られ、リハビリ出勤にあつては、職場において受入れが可能であること。

(4) 主治医、産業医及び職場の連絡体制が整っていること。

(5) 市民等の第三者、他の職員、物品等に何らかの危害又は損害が生じるおそれがないこと。

(リハビリ出勤の実施期間)

第5条 職場復帰研修の実施期間（以下「実施期間」という。）は、次に定める期間とする。ただし、教育給与課長が必要と認めるときは、当該期間を更に延長することができる。

(1) リハビリ出勤 原則2か月程度

(リハビリ出勤の手続)

第6条 リハビリ出勤を希望する職員（以下この条において「申出者」という。）は、「リハビリ出勤実施申出書（様式第1号）」に「主治医の診断書（千葉市教育委員会職員健康審査会運営要領「様式第3号）」を添えて、教育給与課に提出するものとする。

2 所属長は、産業医及び教育給与課担当者等関係職員と協議の上、申出者の合意を得て、「リハビリ出勤実施計画書（様式第3号。以下「計画書」という。）」を作成し、教育給与課長に提出するものとする。

3 教育給与課長は、第1項に定める申出書及び前項の計画書を受理したときは、「リハビリ出勤実施申出の結果について（様式第4号）」により申出者及び所属長にリハビリ出勤の承認又は不承認を通知するものとする。

(リハビリ出勤の実施)

第7条 前条第3項の承認を受けた職員は、計画書に基づきリハビリ出勤を行うものとする。

2 所属長は、リハビリ出勤の実施中、「リハビリ出勤実施状況（様式第5号）」を記録する。

3 所属長は、リハビリ出勤の実施状況の確認・評価及び必要に応じ計画書の見直し等を行うために、産業医等関係職員と協議を行う場（復職支援調整会議）を設ける。

4 所属長は、リハビリ出勤の中止・終了・期間の変更を行うことが適切と考えられた場合は、原則としてあらかじめ前項に定める会議を開催するものとする。

（リハビリ出勤の終了）

第8条 リハビリ出勤は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。

（1）実施期間が満了した場合

（2）実施期間が満了する前であっても通常勤務に復帰することが適当と認められる場合

2 教育給与課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、リハビリ出勤を中止して終了することができる。

（1）職員が、第4条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合

（2）前号に掲げる場合のほか、教育給与課長がリハビリ出勤を継続することが適当でないと判断した場合

3 実施期間が終了したにもかかわらず通常勤務に復帰できない場合は、第7条第4項の規定に基づき協議を行い、その後の対応を検討するものとする。

4 所属長は、リハビリ出勤が終了した場合は、「リハビリ出勤実施報告書（様式第6号）」を作成し、「リハビリ出勤実施状況（様式第5号）」を添付の上、教育給与課長に報告するものとする。

5 産業医は、リハビリ出勤等の状況に関して適宜主治医に報告するとともに、必要に応じて意見を求めるものとする。

（給与等）

第9条 実施期間中における職員の給与及び補償の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

（1）任命権者は、職員が休職中の場合、当該職員に対し、千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。次号において「給与条例」という。）第20条の7に定めるものを除くほか、通勤手当その他いかなる給与も支給しない。

（2）任命権者は、職員が病気休暇中の場合、当該職員に対し、給与条例及びそれに基づく規則の定めるところにより、給与を支給する。

（3）職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償を受けることができない。

（プライバシーへの配慮）

第10条 リハビリ出勤に関係する者は、職員のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

（補則）

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、教育総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。